

～大切なお知らせ～

令和6年10月分(12月支給)より、児童手当の制度が一部変更になります。

※支給にあたっては、必要書類が異なりますので、必ず裏面をご覧ください。

1. 変更後内容

■支給対象年齢拡大：

高校生年代まで(18歳到達の最初の年度末まで)の児童を養育している方

■支給金額(月額)の拡充

| 児童の年齢 | 支給金額(一人当たりの月額) | |
|----------|----------------|---------|
| | 第1子・第2子 | 第3子以降 |
| 3歳未満 | 15,000円 | 30,000円 |
| 3歳以上～高校生 | 10,000円 | |

■所得制限：所得制限なし

該当する全世帯が支給対象になります。

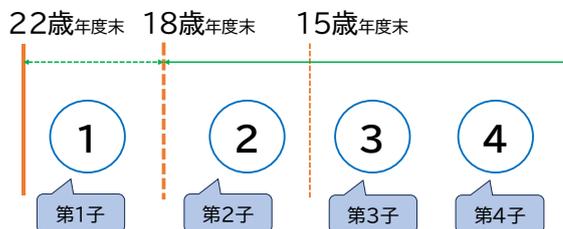
■支払月：年6回(偶数月)

令和6年12月(10月、11月分)支払開始以降は、2か月毎に支払われます。

■多子加算の算定対象：

監護や経済的負担をしている**大学生年代**
(18歳年度末～22歳年度末)までの子ども
カウント対象になります。

第3子以降の多子カウント



2. 申請期限

令和6年9月30日まで

なお、申請期限を過ぎても令和7年3月31日までに申請があった場合は、支給月は遅れますが、令和6年10月分に遡って支給します。令和7年4月1日以降の申請の場合は、申請月の翌月からの支給になります。